第

504

묵

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 1月23日 火曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△相続前3年以内取得価額特例廃止

Q:私は、土地を購入してマンションを建てようと思っています。しかし、3年以内にもしものことがあった場合、相続税の計算では取得価額で評価すると聞きました。将来の相続税が心配なのですが・・・・・。

A:「相続開始前3年以内に取得した土地等に係る課税の特例」は廃止されました。

【解説】

被相続人が相続開始前3年以内に取得した 土地等・建物等については、通常の相続税評 価によらず、その土地等・建物等の取得価額 によることとされていました。

これは、土地等の取得価額と路線価評価と の差額を利用した節税対策を封じるため、昭 和63年の改正で導入されたものでした。

しかし、バブル崩壊に伴う地価の下落で、 実勢価格が相続税評価額を下回るケースが続 出してきました。また、昨年10月での、同 特例を適用すると相続した不動産の価値以上 の相続税を負担しなければならないのは憲法 違反だとして争われていた裁判では、特例適 用を認めない判決が大阪地裁で下されていま す。

このような背景から、この特例は今回の改正により廃止されました。

さらに、平成3年1月1日以降に開始した 相続により特例適用となる土地等を取得した 人については、その算出税額が取得財産の価 額の70%相当額を超えている場合は、その 超過部分を軽減する措置も講じられています。

